

改正

昭和42年3月27日条例第5号  
昭和50年3月27日条例第19号  
昭和51年3月29日条例第10号  
昭和55年12月23日条例第29号  
平成10年3月26日条例第15号  
平成12年3月28日条例第2号  
平成13年12月18日条例第21号  
平成25年12月20日条例第36号  
平成28年3月28日条例第21号  
平成29年12月22日条例第26号  
平成31年3月26日条例第8号  
令和元年6月20日条例第5号  
令和8年3月25日条例第9号

福崎町分担金徴収条例

福崎町簡易水道新設事業分担金徴収条例（昭和38年福崎町条例第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条に基づいて徴収する分担金に関し必要な事項は、この条例の定めるところによる。

（分担金の徴収）

第2条 分担金は、次の各号に掲げる事件について特に利益を受ける者（以下「受益者」という。）から、受益の限度において、これを徴収する。

- （1） 上水道給水事業
- （2） 工業用水道給水事業

2 前項に掲げる事件にかかる受益者及び分担金の額は、別表のとおりとする。なお、徴収金額は分担金の額に100分の110を乗じて得た額とする。

（過料）

第3条 町長は、詐欺その他不正の行為により、この条例の定める分担金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）の範囲内で、過料を科することができる。

（徴収の猶予及び減免）

第4条 公営企業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）は、天災地変その他特別の事情があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又はその一部を減免することができる。

（補則）

第5条 この条例に定めるほか、分担金の徴収について必要な事項は管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に分担金の徴収を受けている者については、なお従前の例による。

附 則（昭和42年3月27日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月27日条例第19号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月29日条例第10号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月23日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月26日条例第15号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年 3 月28日条例第 2 号）

- 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年12月18日条例第21号）

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第36号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月28日条例第21号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年12月22日条例第26号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月26日条例第 8 号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月20日条例第 5 号）

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月25日条例第 9 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

分担金を徴収する事件	受益者	分担金の額			
		13mm	70,000円	40mm	700,000円
1 上水道給水事業	上水道及び工業用水道から給水	20mm	117,000円	50mm	1,417,000円
		25mm	188,000円	75mm	2,354,000円
2 工業用水道給水事業	を受けようとする者	30mm	350,000円	100mm	4,731,000円